



事務連絡  
平成 27 年 9 月 30 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部安全課長

ロープ高所作業に係る労働災害防止対策の推進について

平素より労働安全衛生行政の推進につきましては、格段のご配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、標記につきましては、平成 27 年 8 月 5 日付け基安安発 0805 第 3 号「ロープ高所作業における危険の防止を図るための労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等について」にて改正内容の周知等を依頼したところですが、今般、別添のとおり周知用のリーフレットを作成いたしました。

貴会におかれましては、本リーフレットを活用し、改めて傘下会員様が参集される機会や、会報の発出の機会等を捉え、周知していただきますようお願い申し上げます。

(参考)

「「ロープ高所作業」での危険防止のため労働安全衛生規則を改正します」リーフレットリンク  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeneseibu/0000098505.pdf>

「ロープ高所作業についての規定が新設され、平成 27 年 8 月 5 日に公布されました。(安衛則等)」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>